

平成30年度ベジプラス100&塩eco推進事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

平成30年度ベジプラス100&塩eco推進事業業務

2 委託期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

3 委託業務の目的

宮城県は、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高く、男性の食塩摂取量は全国で最も多い。脳血管疾患で死亡する割合も高く、脳血管疾患は寝たきりの原因ともなり、健康寿命が短くなる原因の1つでもある。脳血管疾患をはじめとした生活習慣病予防のためには、高血圧予防は重要であり、食生活においては、減塩や野菜・果物に多く含まれるカリウムの摂取が効果的であるとされている。

現在までも減塩をはじめとした食生活や食習慣の啓発等を行ってきたが、第2次みやぎ21健康プラン（H25～H34）の後期を推進していくにあたり、「野菜!あと100g」とあわせて「減塩!あと3g」を推進し、県民のさらなる行動変容につなげるため、主に働き盛り世代をターゲットに、野菜摂取量の増加や減塩を進め、県民の健康づくりを推進していくことを目的とする。

4 委託業務項目

- (1) ベジプラス100&塩ecoキャンペーンの企画と実施
- (2) 野菜摂取量の増加と減塩の推進に関する広報
- (3) 野菜摂取量の増加と減塩の推進に関するPRグッズの制作
- (4) ベジプラス100&塩ecoレシピの企画と制作

5 委託業務内容

野菜摂取量の増加と減塩を推進するため、次の業務を実施すること。

- (1) ベジプラス100&塩ecoキャンペーンの企画と実施
 - イ 働き盛り世代を主な対象として「野菜摂取量の増加」や「減塩」の重要性を啓発し、日常的に「野菜摂取量の増加」や「減塩」が継続して取り組めるような仕組みを創出する。
 - ロ 一部地域に限らず、宮城県全体への波及性も考慮すること。
 - ハ 期間は平成30年10月から一定期間実施する。
 - ニ キャンペーンに参加した県民からの感想や意見、食生活への意識の変容等を把握する方法を設けること。
 - ホ 健康づくりをイメージアップさせるような工夫・演出を行うこと。
 - ヘ なお、キャンペーン実施後に本取組による効果の分析を行うものとする。
- (2) 野菜摂取量の増加と減塩の推進に関する広報
 - イ 県民向け情報紙や新聞・チラシ等の広告掲載によって行うこと。あわせて、ウェブサイトやSNS等を効果的に活用すること。
 - ロ なお、実施にあたっては、(1)のキャンペーンの告知を兼ねるものとする。
 - ハ 広告効果を最大限に高められる掲載回数及び掲載スペースとする。
- (3) 野菜摂取量の増加と減塩の推進に関するPRグッズの制作

野菜摂取量の増加と減塩の推進のPR活動の際に、配布や掲示するPRグッズを作成する。ベジプラスロゴマークの製作にあたっては、健康推進課が所有するキャラクター（アニメむすび丸）を活用し、ベジプラス版として製作する。以下、必要最低数量として調整する。

- イ ベジプラスロゴマーク 1 デザイン
- ロ ポスター (A1, カラー) 200 枚
- ハ チラシ (A4, カラー) 10,000 枚
- ニ 店舗掲示物 (横型ポップ, カード等) 300 セット
- ホ ロゴマーク (シール, カラー) 100,000 枚
- ヘ のぼり (600mm×1,800mm, カラー、ロゴ入りデザイン, 防炎加工済み) 150 枚

(4) ベジプラス 100&塩 eco レシピの企画と制作

キャンペーンの期間中に配布・使用する, 野菜摂取量の増加と減塩の推進のためにレシピの制作を行う。掲載するレシピ作成者等は, 発注者が調整する。

- イ レシピ数は 15 品以上とする。
- ロ 掲載する写真撮影を行う。(17 枚以上)
- ハ 制作したレシピは電子データで提出をする。

6 打合せ協議

本業務について, 受託者社内に担当者を配置するとともに, 円滑な事業の推進のため, 必要に応じて, 随時, 打ち合わせを行うものとする。

7 目的物

CD-R等の記録メディアに保存して納入する。その他グッズについては宮城県保健福祉部健康推進課に納品すること。

8 成果の確認

事業成果は報告書により確認する。

9 契約の条件等

(1) 機密の保持

受注者は, 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い, 本業務の目的以外に利用し, 又は第三者に提供してはならない。また, 本業務に関して知り得た情報の漏えい, 滅失, 毀損の防止, その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は, 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は, 別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 環境負荷への配慮

受注者は, 事務から生じる環境に及ぼす影響について, 別紙2「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

10 その他

- (1) 本業務による制作物の著作権等の諸権利及び得られた成果は, 全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は, 発注者が制作物を広報及び広報活動等に利用する場合は, 著作権法(昭和45年法律48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (3) 契約締結後, 速やかに着手し, 委託業務の進行状況については, 随時発注者に報告する。
- (4) 本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた事項については, その都度発注者と協議する。